

議事の取扱い等について

総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 照明器具等判断基準ワーキンググループの公開については、以下によるものとする。

1. 議事要旨については、原則としてワーキンググループ終了後1週間以内に作成し、公開する。
2. 議事録については、原則としてワーキンググループ終了後1ヶ月以内に作成し、公開する。
3. 配付資料は、原則として公開する。ただし、個別企業の秘密に属する情報等が含まれる資料は、非公開とする。
4. ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、個別企業の秘密に属する情報等が含まれる回は、非公開とすることがある。個別の事情に応じて、会議又は資料を非公開にするかどうかについて、座長の判断によるものとする。
5. ワーキンググループの開催日程については、事前に周知するものとする。